



三重県公報

平成16年4月13日(火)

第1564号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 包括外部監査契約を締結した旨……………(組織経営室) 1
- 児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(障害福祉室) 2
- 身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 2
- 身体障害者福祉法の規定による指定身体障害者更生施設等の指定……………(同) 2
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(同) 2
- 知的障害者福祉法の規定による指定知的障害者更生施設等の指定……………(同) 3
- 町及び字の区域を変更する旨の届出……………(市町村行政室) 3

選管告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(選挙管理委員会) 4
- 政治団体の平成14年中の収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 5
- 政治団体の平成13年中の収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 6
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 6
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 6
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定並びに異動及び指定の取消しの届出……………(同) 9

公告

- 平成15年度三重県一般会計補正予算の公表……………(予算調整室) 10
- 土地改良区役員の退任の届出……………(農地調整室) 10
- 換地処分を行った旨の届出……………(同) 10
- 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 10
- 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧……………(同) 10
- 一般競争入札を行う旨……………(出納局) 11
- 同件……………(同) 12
- 同件……………(同) 14

お知らせ

- 企画提案書の募集……………(環境経営室) 15
- 意見を招請する旨……………(出納局) 17

告示

三重県告示第350号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成16年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 中村 雅文

住所 愛知県名古屋市千種区法王町二丁目5番

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

三重県告示第351号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
四日市医療生活協同組合	四日市市生桑町1455	四日市医療生協ホームヘルパーステーション	四日市市生桑町1455	居宅介護	平成16年4月1日

三重県告示第352号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 三中央会	飯南郡飯南町1249-1	身体障害者療護施設短期入所凜生園	飯南郡飯南町1249-1	短期入所	平成16年4月1日
社会福祉法人 三中央会	飯南郡飯南町1249-1	指定居宅支援身体障害者デイサービス凜生園	飯南郡飯南町1249-1	デイサービス	平成16年4月1日
社会福祉法人 度会町社会福祉協議会	度会郡度会町棚橋1202	度会町指定身体障害者デイサービス事業所	度会郡度会町棚橋1202	デイサービス	平成16年4月1日
有明の里有限会社	鳥羽市相差町1878-1	ケアサービス有明の里	鳥羽市相差町1878-1	居宅介護	平成16年4月1日
四日市医療生活協同組合	四日市市生桑町1455	四日市医療生協ホームヘルパーステーション	四日市市生桑町1455	居宅介護	平成16年4月1日

三重県告示第353号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定により、次のとおり指定身体障害者更生施設等を指定しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定身体障害者更生施設等の種類	指定年月日
社会福祉法人 三中央会	飯南郡飯南町1249-1	身体障害者療護施設凜生園	飯南郡飯南町1249-1	身体障害者療護施設	平成16年4月1日

三重県告示第354号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を

指定しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 四日市福祉会	四日市市別名三丁目3-10	グループホームブルーミング3	四日市市みゆきヶ丘一丁目22	知的障害者地域生活援助	平成16年4月1日
社会福祉法人 三重済美学院	伊勢市辻久留3-17-5	三重済美学院	伊勢市辻久留3-17-5	短期入所	平成16年4月1日
社会福祉法人 三重済美学院	伊勢市辻久留3-17-5	平成第七コーポ「集」	伊勢市辻久留3-3-17	知的障害者地域生活援助	平成16年4月1日
社会福祉法人 名張育成会	名張市中村2326	ふれんちはうす	名張市夏見字浅尾91	知的障害者地域生活援助	平成16年4月1日
社会福祉法人 名張育成会	名張市中村2326	ペアーズホーム	名張市西原町字長尾2625	知的障害者地域生活援助	平成16年4月1日
四日市医療生活協同組合	四日市市生桑町1455	四日市医療生協ホームヘルパーステーション	四日市市生桑町1455	居宅介護	平成16年4月1日

三重県告示第355号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設等を指定しました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬真福祉会	多気郡多気町大字相可字風子1863-1	風の丘	多気郡多気町大字相可字風子1863-1	知的障害者更生施設通所併設	平成16年4月1日
社会福祉法人 のぞみの里	桑名郡長島町大字源部外面字山ノ割330	知的障害者通所授産施設ワークセンターのぞみ	桑名郡長島町大字源部外面字山ノ割330	特定知的障害者通所授産施設	平成16年4月1日
社会福祉法人 喜楽里	久居市神原町字中上4621	みどりの里	一志郡嬉野町須賀740-1	特定知的障害者通所授産施設分場	平成16年4月1日
社会福祉法人 阿児町社会福祉協議会	志摩郡阿児町鶴方3098-1	志摩郡知的障害者通所授産施設はばたき	志摩郡阿児町神明2064-4	特定知的障害者通所授産施設	平成16年4月1日
社会福祉法人 阿児町社会福祉協議会	志摩郡阿児町鶴方3098-1	志摩郡知的障害者通所授産施設分場あいのそ	志摩郡大王町波切3298-1	特定知的障害者通所授産施設分場	平成16年4月1日
社会福祉法人 磯部町社会福祉協議会	志摩郡磯部町迫間955	磯部町社会福祉協議会知的障害者通所授産施設えりはら	志摩郡磯部町恵利原1421	特定知的障害者通所授産施設	平成16年4月1日

三重県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、四日市市長から届出がありました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 四日市市北小松町字高添に編入する区域
四日市市北小松町字道堰855の3の一部、855の6の一部

- 2 四日市市北小松町字道堰に編入する区域
四日市市北小松町字高添151の2の一部、152の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部
- 3 四日市市北小松町字菅谷に編入する区域
四日市市北小松町字丁田943、943の1、944から947まで、947の1の一部、948、948の1、949、950の一部、952の一部、1006の一部、1007の一部、1007の1の一部、1008、1009、1009の1の一部、1010から1013まで、1013の1の一部、1014、1015、1016の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部
- 4 四日市市北小松町字丁田に編入する区域
四日市市北小松町字菖蒲谷1049の1、1050から1052まで、1053の1、1054の1、1055、1056、1057の1、1058、1059、1059の1、1060の一部、1089の一部、1090、1090の1の一部、1091の一部、1092から1094まで、1094の1の一部、1095、1096、1099、1100の一部、1197の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部
- 5 四日市市北小松町字菖蒲谷に編入する区域
四日市市貝家町字植松1162の6の一部、1162の30の一部、1162の34の一部、1162の35の一部、1162の36の一部、1162の56
- 6 四日市市貝家町字植松に編入する区域
四日市市北小松町字菖蒲谷1119の1、1119の2の一部、1120の1の一部、1122の一部、1123、1125、1126

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条第1項の規定による政治団体の届出がありました。

平成16年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党三重県松阪市・飯南郡第一支部	竹上 真人	三井 義 則	松阪市石津町427 - 5	政党
伊勢まちづくりの会	加藤 光 徳	津村 健治郎	伊勢市大倉町1553 - 23	
太田 龍 三 後 援 会	太田 龍 三	笠原 美 穂	鈴鹿市東磯山2 - 12 - 19	
加藤みつのり後援会	森 幸 生	津村 健治郎	伊勢市大倉町1553 - 23	
出口とし子後援会	出口 利子	藤井 薫	三重郡菟野町福村281 - 2	
中村みつお後援会	児玉 全代	伊藤 道 治	員弁郡東員町大字六把野新田766	
日本民俗歴史継承会	早川 岩 生	西岡 敏 男	松阪市久保町1330 - 7	
山本陽一郎後援会	山本 陽一郎	山本 陽一郎	員弁郡東員町笹尾東2 - 18 - 10	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党菟野町支部	主たる事務所の所在地	三重郡菟野町大字菟野1113 - 1	三重郡菟野町大字永井3003	政党
自由民主党菟野町支部	代表者の氏名	谷 英 夫	佐藤 孝 幸	政党
自由民主党三重県第五選挙区支部	主たる事務所の所在地	伊勢市吹上2 - 8 - 23	伊勢市八日市場23	政党
自由民主党三重県第五選挙区支部	会計責任者の氏名	山本 芳 敬	中北 和 彦	政党
門脇助雄後援会	代表者の氏名	秦 芬	門脇 正 興	
市川よしたか後援会	政治団体の名称	市川よしたか後援会	市川義高後援会	

伊藤たきお励ます会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条5-1055-1	鈴鹿市西条3-2-8
伊藤忠治を励ます会	主たる事務所の所在地	松阪市郷津町178-1	鈴鹿市西条6-39
岡英昭後援会	会計責任者の氏名	岡秀雄	諸岡良之
金子洋一後援会	主たる事務所の所在地	伊勢市中村町桜ヶ丘30-47	伊勢市黒瀬町864-1
川岸光男後援会	会計責任者の氏名	今井豊	堀春美
小林まさし後援会	代表者の氏名	中村俊雄	柴田榮
近藤よしのり後援会	代表者の氏名	近藤義憲	三林孝夫
藤友政経振興会	主たる事務所の所在地	鈴鹿市西条5-1055-1	鈴鹿市西条3-2-8
西田健後援会	主たる事務所の所在地	南牟婁郡鶴殿村704-2	南牟婁郡鶴殿村111
橋本一喜後援会	会計責任者の氏名	大川芳樹	中山光弘
ほなが行保後援会	会計責任者の氏名	補永行保	岩井勇
水野ゆきお励ます会	代表者の氏名	丹賀武	森川典春
吉住美智子を励ます会	主たる事務所の所在地	名張市すずらん台東1-236	名張市東田原2590-1-2
渡辺昇後援会	代表者の氏名	石井昇	伊藤明

三重県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成14年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成16年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋本勝利

坂下登を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名

坂下登

資金管理団体の届出に係る公職の種類

町議会議員

報告年月日 平成16年1月19日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

町づくりの会

報告年月日 平成16年1月21日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

吉田利雄後援会

報告年月日 平成16年1月26日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

三重県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成13年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成16年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

坂下登を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名 坂下 登

資金管理団体の届出に係る公職の種類 町議会議員

報告年月日 平成16年1月19日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

町づくりの会

報告年月日 平成16年1月21日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。

平成16年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

政治団体の名称	解散年月日	備考
安達誠六郎後援会	平成15年12月31日	
石谷明利後援会	平成15年4月30日	
岩倉かんじ後援会	平成16年2月19日	
加藤栄後援会	平成15年12月31日	
中西久忠を励ます会	平成15年12月31日	
中野泰男後援会	平成15年12月30日	
坂下登を励ます会	平成15年4月30日	
垂正会	平成16年1月15日	
たるい正後援会	平成16年1月15日	
中村さとし後援会	平成15年12月31日	
服部忠行をはげます会	平成15年12月31日	
ふるさとのすずかを守る会	平成15年12月31日	
町づくりの会	平成15年9月1日	
宮崎ひろし後援会	平成15年12月31日	
三好孝後援会	平成15年12月30日	
吉田利雄後援会	平成15年8月31日	

三重県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成16年4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

安達誠六郎後援会

報告年月日 平成16年2月2日

1 収入総額	20,585円
前年繰越額	20,585円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	20,585円

石谷明利後援会

報告年月日 平成16年1月23日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

加藤栄後援会

報告年月日 平成16年1月20日

1 収入総額	1,000,000円
前年繰越額	0円
本年收入額	1,000,000円
2 支出総額	160,000円
3 差引額	840,000円
4 収入の内訳	
寄附	1,000,000円
政治団体分	1,000,000円
5 支出の内訳	
政治活動費	160,000円
組織活動費	160,000円
6 寄附の内訳	
(政治団体分)	
正栄会	1,000,000円
鈴鹿市	

坂下登を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名

坂下 登

資金管理団体の届出に係る公職の種類

町議会議員

報告年月日 平成16年1月19日

1 収入総額	20,585円
前年繰越額	20,585円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	20,585円

中西久忠を励ます会

報告年月日 平成16年1月13日

1 収入総額	9,500円
前年繰越額	9,500円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	9,500円

中野泰男後援会

報告年月日 平成16年1月14日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円

4	収入の内訳		
	個人の負担する党費又は会費	516,000円	
			258人
	寄附	302,460円	
	政治団体分	302,460円	
5	支出の内訳		
	経常経費	50,000円	
	事務所費	50,000円	
	政治活動費	823,344円	
	組織活動費	667,944円	
	機関紙誌の発行その他の事業費	155,400円	
	機関紙誌の発行事業費	155,400円	
6	寄附の内訳		
	(政治団体分)		
	三好孝地方政治研究会	302,460円	松阪市

吉田利雄後援会

報告年月日 平成16年 1月26日

1	収入総額	0円
	前年繰越額	0円
	本年収入額	0円
2	支出総額	0円
3	差引額	0円

三重県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定並びに同条第3項の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出がありました。

平成16年 4月13日

三重県選挙管理委員会委員長 橋 本 勝 利

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
太田 龍三	市議会議員	太田 龍三 後援会	鈴鹿市東磯山2 - 12 - 19	太田 龍三	
加藤 光徳	市長	伊勢まちづくりの会	伊勢市大倉町1553 - 23	加藤 光徳	
近藤 義憲	町議会議員	近藤よしのり後援会	員弁郡東員町笹尾西2 - 2 - 8	近藤 義憲	
出口 利子	町議会議員	出口とし子後援会	三重郡菟野町福村281 - 2	出口 利子	
山本 陽一郎	町議会議員	山本 陽一郎 後援会	員弁郡東員町笹尾東2 - 18 - 10	山本 陽一郎	

2 資金管理団体の異動

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	備考
市川 義高	市川よしたか後援会	政治団体の名称	市川よしたか後援会	市川義高後援会	

3 資金管理団体の指定の取消し

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
岩倉 歆治	県議会議員	岩倉 かんじ 後援会	三重郡朝日町埋縄1317 - 2	岩倉 歆治	
坂下 登	町議会議員	坂下登を励ます会	志摩郡阿児町1392 - 35	坂下 登	
垂井 正	町長	垂 正 会	阿山郡伊賀町野村72 - 1	垂井 正	

公 告

平成15年度三重県一般会計補正予算（第7号）を平成16年3月31日専決処分しましたので、次のとおり公表します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

平成15年度三重県一般会計補正予算(第7号)

平成15年度三重県一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(地方債の補正)

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

第1表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう新設改良費	千円 19,162,000	普通貸借又は 証券発行	% 8.5以内	政府資金、特定資金、公営 企業金融庫資金及び農 林漁業金融庫資金につい ては定められた償還条件に よる。その他資金について の償還条件は、知事が定める。 ただし、県財政の都合により 繰上償還することができるも のとする。	千円 19,177,000	普通貸借又は 証券発行	% 8.5以内	政府資金、特定資金、公営 企業金融庫資金及び農 林漁業金融庫資金につい ては定められた償還条件に よる。その他資金について の償還条件は、知事が定める。 ただし、県財政の都合により 繰上償還することができるも のとする。
砂 防 費	2,670,000	〃	〃	〃	2,676,000	〃	〃	〃
街 路 事 業 費	831,000	〃	〃	〃	810,000	〃	〃	〃
計	94,048,761				94,048,761			

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木919番地の10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木2423番地の1

松 田 泰 典

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、北小松土地改良区から換地処分（担い手育成基盤整備事業北小松地区）を行った旨の届出がありました。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池等整備工事）西光寺池地区計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 縦覧の期間
平成16年4月13日から同年5月14日まで
- 縦覧の場所
上野市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業（ほ場整

備担い手育成型) 下深谷地区計画を変更しました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 2 縦覧の期間
平成16年4月13日から同年5月17日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市役所

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
普通乗用自動車(2000ccクラス ハイブリッド車) 1台
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
平成16年6月30日(水)とします。
 - (4) 納入場所
三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する場所とします。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領(平成10年4月1日施行)により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
 - (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成16年4月21日(水)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

 - (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(県内の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能及び定価 証明書
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室出納・調達グループ 担当 宮崎 土性
電話 059-224-2772
 - (2) 入札説明書(仕様書)の配布方法
(1)の場所で、平成16年4月13日(火)から同月21日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三

重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成16年4月28日(水)午前10時30分

場所 三重県津市広明町13

三重県庁1階 第106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

普通乗用自動車(4300CCクラス以上 セダン)1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成16年6月30日(水)とします。

(4) 納入場所

入札説明書（仕様書）のとおりとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成16年4月21日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県内の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び定価 証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県出納局出納総務室出納・調達グループ 担当 土性 宮崎

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成16年4月13日（火）から同月21日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成16年4月28日（水）午前10時40分

場所 三重県津市広明町13

三重県庁1階 第106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに

該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

小型貨物自動車（ガソリン車）1500ccクラス 2台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成16年5月28日（金）とします。

(4) 納入場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成16年4月21日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県内の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び定価 証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室出納・調達グループ 担当 後藤 山下

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成16年4月13日（火）から同月21日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

(3) 入札書の提出の日時及び場所

日時 平成16年4月28日（水）午前11時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁1階 106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

お知らせ

平成16年度環境パフォーマンス向上モデル事業に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり、企画提案書の募集を行います。

平成16年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

(1) 名称 平成16年度環境パフォーマンス向上モデル事業

(2) 業務の内容

- ア 実践モデル事業所調査について
- イ 小規模事業所向け環境マネジメントシステムについて

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、名簿登録については、契約日までに登録されていなければならないこととする。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税において未納がない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

- (1) 提案内容
- (2) 経費

4 説明会

企画提案を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、説明書を交付します。

- (1) 日時
平成15年4月20日(火)午後2時から午後4時まで
- (2) 場所
三重県津市羽所町525-1 JA三重健保会館4階中会議室

5 説明会後のスケジュール

- (1) 企画提案書の参加意思表示及び資格審査
企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。
ア 様式及び内容 説明会で指定します。
イ 提出期限 平成16年4月27日(火)午後5時まで
ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地 三重県環境森林部環境経営室
- (2) 企画提案書の提出
次のとおり提出することとします。
ア 様式及び内容 説明会で指定します。
イ 提出期限 平成16年5月11日(火)午後5時まで
ウ 提出場所 (1)のウに同じです。
- (3) 企画提案書の聴取り及び最優秀提案者の決定
企画提案書の提出後、聴取りを行い、速やかに最優秀提案者を決定し、その結果を提案者に文書にて通知します。
- (4) 委託契約の締結
最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された企画提案書は返還しません。
- (4) 提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (5) 本件調達に関する事項の質疑については、書面で行うものとします。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境森林部環境経営室(担当者:朝倉)
電話 059-224-2312
ファクシミリ 059-224-3024

三重県電子見積システム用機器類調達競争入札を実施するにあたり、仕様書及び契約書原案を作成いたしましたので、公平かつ公正に作成されているかについて、次のとおり意見を招請します。

平成16年 4月13日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 意見招請の対象

三重県電子見積システム用機器類調達仕様書及び契約書原案

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限

平成16年 5月 6日 (木) 午後 5時 (郵送の場合は必着のこととしてください。)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援室財務電算グループ 担当 水谷 稲垣

電話 059-224-2763

ファクシミリ 059-224-2784

E-mail suitods@pref.mie.jp

(3) 意見の提出方法

仕様書及び契約書原案とともに交付する様式に意見提出者の住所、氏名等及び意見、その理由等を記入し、

(2)まで持参、ファクシミリ、郵送又は電子メールにより提出してください。

3 仕様書及び契約書原案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成16年 4月13日(火)から同年 5月 6日 (木) までの午前 8時30分から午後 5時まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第 2号) 第 1条に規定する休日を除きます。) 交付します。

(2) 交付場所 2の(2)に同じです。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じです。

5 提出された意見及び意見に対する三重県の考え方の公表

提出された意見及び意見に対する三重県の考え方は、三重県のインターネットホームページの入札情報の入札結果 (工事以外) に掲載するほか、2の(2)において、公表します。

6 Summary

(1) Subject for the submission of comments:

A draft of the specifications and contract to procure the machines and others for E-procurement system.

(2) Deadline for the submission of comment:

6 May, 2004 5:00 p.m.

(3) Managing Authority:

Accounting system group, Accounting support division, Treasury Bureau, Mie Prefectural Government, 13 komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan.

Tel 059-224-2763

Fax 059-224-2784

E-mail suitods@pref.mie.jp

毎週火、金曜日発行
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年4月13日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 伊藤印刷株式会社
〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862